

令和8年度

20メートル型巡視艇定期修理  
(2026-No. 2)

第一管区海上保安本部

## 第一章 一般

1 この修理は、船舶安全法その他関係法令に基づいて施行し、所要の検査に合格しなければならない。

また、検査に関する手続きは請負者が行い、その検査申請に当たっては、検査職員の確認を受けてから行うものとする。

なお、管海官庁に受理された船舶検査申請書の写しを検査職員及び船舶技術課に提出するものとする。

2 この修理の施行に当たっては、監督職員の監督を受け、検査職員の検査に合格しなければならない。

3 この修理に使用する材料は、この仕様書で指示する場合を除き、現在使用している材料と同等の品質又はそれ以上のものを使用するものとする。

また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針において、特定調達品目として定められているものにあつては、同基本方針の「判断の基準」及び「配慮事項」に適合する材料を使用する。

なお、船舶安全法等の規定により、本基準に従うことが困難な場合にあつては、監督職員の指示により処理するものとする。

4 請負者は、受検日程等を記載した工程表を検査職員及び船舶技術課に提出し、その承認を受けなければならない。

5 この修理の施工に当り、撤去品等が発生した場合は、監督職員の指示により適法に処理するものとする。

6 この修理期間中、本船の保安及び災害防止並びに安全管理については、直接本船乗組員の責めに帰すべき場合を除き、請負者がその責めに任ずるものとする。

7 この修理期間中請負者は、本船の自活用の電力及び飲料水を供給するものとする。  
なお、その使用料については、協議のうえ別途契約するものとする。

8 この修理期間中請負者は、修理のために、ほう炊及び居住のための代替施設の必要がある場合には供給するものとする。

9 引渡期限 令和8年6月10日  
但し、修理開始日は 令和8年6月1日 以降とする。  
修理のための基地出港日は 令和8年5月30日 以降とする。

10 図書及び検査記録等提出期限は、令和8年7月10日 とする。

11 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

## 第二章 船体部

※本仕様に「官給」及び「本船支給」の記載無い材料、取替部品等は請負者手配とする。

### 1 船体上下架

<要目>

#### (1) 主要目

総トン数	24.00トン
全長	19.60m
幅	4.50m
深さ	2.30m

#### (2) 滞架日数

本修理にかかる滞架日数は、4日とする。

#### (3) 要領等

上架要領図を参照のうえ入念な盤木調整を行い、安全確実に上下架を実施する。

### 2 居住区等の防汚処置

修理仕様に指示するほか、次の防汚処置を本修理開始前に施工し、本修理完了後、同処置を撤去のうえ掃き掃除を行う。

#### (1) 各室床

ビニールシートでカバーする。(各出入口踏板部を含む。)

操舵室	約 8 m <sup>2</sup>
乗員室、調理室	約 9 m <sup>2</sup>

#### (2) 各階段

ビニールシートでカバーする。(階段付手摺を含む。)

操舵室～乗員室	1箇所 (約 3 m <sup>2</sup> )
---------	---------------------------

#### (3) 各室椅子、ソファ、テーブル

ビニールシートでカバーする。

操舵室椅子	6脚
乗員室ソファ	3個
乗員室テーブル	1個

### 3 船底外板

船底外板(舵、シャフトブラケット等の付加物及び海水吸入口内を含む。)について、次の清掃、塗装等を行う。

整備に必要な足場の架設、撤去は付帯とし、整備により生じたかき殻類は適法に処理する。

#### (1) 清掃、清水洗い

約 9 5 m<sup>2</sup>

塗分線下外板

- (2) 塗膜不良部手入れ 約 9 m<sup>2</sup>  
 ディスクサンダーによる。
- (3) 塗装
- |       |              |           |                         |
|-------|--------------|-----------|-------------------------|
| プライマー | エポキシ系        | タッチアップ 1回 | 約 1.1 m <sup>2</sup>    |
| A/C   | ビニル樹脂又はエポキシ系 | タッチアップ 2回 | 約 1.1 m <sup>2</sup> /回 |
| A/F   | 加水分解型        | タッチアップ 1回 | 約 1.1 m <sup>2</sup>    |
| A/F   | 加水分解型        | 総塗装 1回    | 約 9.5 m <sup>2</sup>    |
- (4) 表示
- |          |    |    |
|----------|----|----|
| 喫水マークの表示 | 2回 | 一式 |
|----------|----|----|
- (5) その他
- ア 海水吸入口（6個）付格子は取外し、手入れ塗装後復旧する。
- イ 塗装は塗料メーカーが定める塗装要領等に従い施工し、A/Fの膜厚は1年仕様とする。
- ウ 使用したA/C及びA/F塗料（船舶安全法施行規則第65条に適合するもの）の製造所、製品名、製造年月日を明記した報告書を2部（本部1部、本船1部）提出する。
- (6) 防汚処置等
- ア 清掃及び塗装中におけるプロペラ翼及び同軸の防汚処置は十分に行う。
- イ 排水管の木栓による閉鎖等、排水による外板の水漏れ防止を行う。

#### 4 船側外板

- (1) 船側外板について、塗分線上（約6.5 m<sup>2</sup>）の清掃、清水洗いをを行う。
- (2) 乗員が実施する船側外板整備に必要な足場の架設、撤去を行う。  
 足場は十分な強度、安定を保ったものとし、乗員と打ち合わせのうえ設置する。

#### 5 船底保護亜鉛

次の船底保護亜鉛について目視確認し、残厚70%未満のものを認めた場合は、監督職員及び第一管区海上保安本部警備救難部船舶技術課へ速報する。（記録表2部提出）

ガードリング、ガードプレート等の取外し、復旧（手入れ塗装は3項目に含む。）及びボルト取付部パテ埋めは付帯とし、指示する3個の導通確認を行う。

トランサム	300×150×50（規格品）	8個
船尾管内	300×150×50（規格品）	2個
舵板	150×70×25（規格品）	4個

#### 6 清水タンク

清水タンク（置タンク FRP製 250リットル×1個）

- (1) マンホールを開放し、清掃、乗員による点検及びマンホールパッキン（ネオプレーン5t）取替え復旧する。

(2) タンクに清水を補給する。

(3) 清水補給 24 時間後に採水して水質検査（一般細菌検査を含む。）を受け、成績書 2 部提出する。

採水は清水系統に十分通水した後行うこと。

## 7 汚物管等

(1) 船用便器（日立 SMT-24 型 便器付電動ポンプ含む）2 個及び汚物管（25 A × 3 m）2 本を取外し、解放、清掃、点検、復旧する。

(2) 汚物管付波止弁（25 A）2 個及びボールバルブ（25 A）2 個を取外し、解放、清掃、点検、摺合せ、受検、パッキン（ネオプレーン 3 t）等を取替え、復旧する。

(3) 必要な内張板等の取外し、復旧及び清掃は付帯とする。

## 8 図書

本仕様に基づく船体、機関部の整備、計測等及び受検記録（各項写真含む。）を取りまとめて製本したファイル 2 部及び製本したファイル（機関部含む）を PDF へ変換した電子データ及び写真データを書き込んだデータディスク 2 枚を提出する。

### 第三章 機関部

※ 本仕様に「官給」及び「本船支給」の記載無い材料、取替部品等は請負者手配とする。

#### 1 右舷主機関（2Y3Y）

<要目>

製造所、型式 : MAN D2842LE417

連続最大出力×回転数 : 749kW×2, 230min<sup>-1</sup>

シリンダ数×径×行程 : 12×128mm×142mm

右舷主機関について、海上保安庁の高速機関整備に関する技術審査に合格した整備業者により次の整備を行う。

別紙「交換部品表」の部品（本船支給）を取替える。

##### (1) 清水冷却器（2Y）

キャップ・ベース交換

##### (2) 海水ポンプ、ビルジポンプ（2Y）

解放、清掃、点検、組立調整、復旧

##### (3) 動弁装置（3Y）

タペット点検、調整

##### (4) 燃料噴射弁（3Y）

解放、清掃、点検、組立調整、復旧

##### (5) シリンダ（3Y）

圧縮圧力点検、計測

##### (6) その他

ア 乗員が行う係留運転及び海上運転に立会い、各部の正常動作を確認する。

イ 整備記録表2部（本部1部、本船1部）提出する。

#### 2 軸系

<要目>

製造所、型式 : かもめプロペラ 3翼FPP

プロペラ : 直径750mm 重量約90kg

プロペラ軸 : (92/85/83) 83φ×5.04m

両舷プロペラ及び軸系装置について、次の整備を行う。

##### (1) プロペラ

清掃（バフ仕上げ）、点検

##### (2) プロペラ軸

ア 清掃、点検

イ 保護陽極取替え（本船支給）

保護陽極（AL）125φ×80φ×143L（パッキン付） 2個

##### (3) 防汚塗装

ア バフ仕上げ等の後、プロペラ及びプロペラ軸に防汚塗料（ベルボトムプロペラ  
用セット又は相当品 1 組／軸）塗装する。

イ 塗装要領は、塗料添付使用説明書による。

（４）整備記録表 2 部（本部 1 部、本船 1 部）作成し提出する。

## 「交換部品表」

別紙

番号	品目	規格	単位	数量	備考
1	補給口取付パッキン	028-W10-70698	個	2	本船支給
2	補給口取付ベース	51.06111-6006	個	1	本船支給
3	補給口蓋	51.97141-0022	個	1	本船支給
4	圧力弁取付ベース	51.06111-5009	個	1	本船支給
5	レリーフバルブ	51.97141-0020	個	1	本船支給
6	海水ポンプ出入口パッキン	51.06901-0168	個	2	本船支給
7	プレート	50.06520-0062	個	1	本船支給
8	ピン	51.91301-0103	個	1	本船支給
9	ゴムワッシャー	51.96003-0013	個	1	本船支給
10	座金	51.90710-0429	個	1	本船支給
11	菊座金	51.90801-0082	個	1	本船支給
12	Oリング90×2.5N-NBR	06.56930-3076	個	1	本船支給
13	メカニカルシール	51.06520-0088	個	1	本船支給
14	オイルシール40×72×7-NBR	51.06520-0083	個	1	本船支給
15	ベアリング	32007X	個	2	本船支給
16	サークリップ	51.90820-0001	個	1	本船支給
17	ディフューザー	51.06506-0106	個	1	本船支給
18	偏心リング	51.06501-0266	個	1	本船支給
19	Oリング74×5-FPM	06.56936-2733	個	1	本船支給
20	Oリング65×6N-NBR	06.56930-6411	個	1	本船支給
21	Oリング75×3B-NBR	06.56343-2241	個	1	本船支給
22	Oリング84×3-FPM	06.56936-2946	個	1	本船支給
23	補給口パッキン	51.96601-0313	個	1	本船支給
24	ボンネットカバーパッキン	51.03905-0165	個	13	本船支給
25	燃料噴射弁用パッキン1.0M/M	51.98701-0065	個	12	本船支給
26	二重パッキン	51.96501-0348	個	12	本船支給
27	銅パッキン	06.56180-0709	個	4	本船支給
28	シール6.7×11×1-ST	06.56631-0231	個	4	本船支給
29	圧力調整シム	81.11308-0019	個	12	本船支給